

要保護児童対策地域協議会代表者会議 【公開用】

1 開催日時 令和5年2月9日（木）午後2時～午後3時45分

2 開催場所 豊山町役場 保健センター2階 研修室

3 議題

(1) 豊山町要保護児童の状況について（資料1・2）

(2) 愛知県下の虐待対応状況について（資料3）

4 会議資料

資料1 豊山町における要保護児童対策のネットワーク

資料2 要保護児童ケース等の内訳

資料3 児童虐待の現状

要保護児童対策地域協議会委員名簿

豊山町要保護児童対策地域協議会設置要綱

5 議事内容

(1) 開会

【子ども応援課長】 ただ今から、要保護児童対策地域協議会代表者会議を開始する。
はじめに、町長の鈴木邦尚より、御挨拶申し上げます。

(2) 町長挨拶

【町長】 皆様方には、日ごろから本町の児童福祉施策の推進に御理解と皆御協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

本会議は、近年新型コロナウイルス感染症の拡大の為、書面開催となっており私もこの会議に参加するのは初めてのことである。

今年度本町の取組として昨年4月に子ども応援課を発足させ、子どもを支援する体制を強化した。

本日は、さまざまな専門的な立場からご意見をいただくとともに、本町の児童福祉施策がより充実したものとなるよう、忌憚のないご意見をいただくようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

【子ども応援課長】 町長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(資料の確認)

情報公開の一環として、審議会や委員会等の議事録を、ホームページに掲載している。本会議もその対象になり、どのような論議がされたか、要旨を抜粋して、議事録をホームページに掲載させていただく。

(3) 自己紹介 (自己紹介)

【子ども応援課長】 本日の出席委員数は、8名中7名であり豊山町要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第8項の規定に基づき、半数以上の出席があるので、本日の会議は成立していることを報告する。

(4) 会長の選任及び副会長の指名

(会長の選任)

(会長より副会長の指名)

(5) 議題

【 会 長 】 議題「豊山町要保護児童の状況について」、事務局より説明を求める。

【 事 務 局 】 (事務局より資料(1)(2)の説明を行う。)

【 会 長 】 ただいまの事務局の説明に対して、意見・質問があればお願いしたい。

【 A 委 員 】 要保護児童で管理している児童の年齢は0歳から18歳でよろしいか。

【 事 務 局 】 その通り。

【 A 委 員 】 資料から虐待者として「母親」の件数が多いこと、虐待の種別として「ネグレクト」の案件が多いことに対し、関連性はあるのか？

【 事 務 局 】 やはり母親が一番子どもと接する機会が多い実情が数に反映されていると考える。

【子ども応援課長】 補足する。現在要保護実務者協議会で実際に管理している家庭には母子家庭も多い。やはり子どもに接する機会が多い母親が一番多い数になっている。管理している家庭の中で父子家庭もいる。

【 B 委 員 】 愛知県の調査でも同様の値がでており、虐待者は「母親」が一番多く、種別としても「ネグレクト」が多い。

ここ10年、面前DV、いわゆる心理的虐待が増えているが、国の統計では虐待者の種別として「父母」という選択肢がない。そのため致し方なくどちらかに属さなくてはならないが、豊山町では「父母」と設けており、おそらく面前DVにより心理的虐待がこちらに含まれるのだと理解する。

重大な虐待事件の多くは「養父」又は「実父」による虐待が多い。

資料の中で、年度ごとにネグレクトとしてあがっている数は新規のものではなく、継続しているケースも含むことでよろしいか。

【事務局】 その通り。

【B委員】 ということはネグレクトのケースは年度をまたいで管理することが多く、なかなか終結できないということか。

【事務局】 その通り。

【C委員】 資料より、例年約40件前後のケースについて管理していること、平成30年から令和4年の間に延べ約230人の児童がいたと理解できたが、実数として何人の児童を管理したのか？

【事務局】 実人数として123名である。

【C委員】 要保護児童対策地域協議会の事務局として、対応がより丁寧に、細かくも求められると考える。豊山町では大きな虐待による事件は今まで起こっておらず、今後も各関係機関との連携は必須である。今まで各機関との連携が難しく感じたこと等あれば教えていただきたい。

【事務局】 実務者会議のみではなく、常日頃より関係機関との連携ができていたため今まで特に大きな虐待による事件が起きていない。

しかし表裏一体かもしれないが互いに依存しあってしまうとなかなか支援が進まないというケースも実際に経験している。実務者会議を構成している機関はそれぞれ有している権限や機能が異なる。有している役割を発揮しながら児童一人一人を虐待から守る必要があると考える。

【子ども応援課長】 補足する。厚生労働省が示す要保護児童対策地域協議会の実務者会議の意義に基づいて本町も改めて確認したい。

それぞれの機関の責任所在の明確化、情報共有の明確化、その二つの柱がある中で当町も課題があると考ええる。

一つはケースの終結である。終結してもしばらく期間を置いて再度新規ケースとしてあがってくることが多く、実務者会議のみではなく終結した後も継続して見守れる体制を構築することが一つの課題である。

もう一つは特定妊婦や学校の生徒等、役場が個別で動くのではなく当事者と一番接する機会が多い所属機関が主となり役場が同行訪問する等対応する必要があると考ええる。

皆様のお知恵とアドバイスを今後もお借りしたい。

【 C 委 員 】 実際管理しているケースの中で、転入者の割合はどのくらいか。

【 事 務 局 】 実際の数値を今お答えすることはできないが、割合として多い認識である。

以前居住していた市町村からケース移管という形で引き継ぐが、転入のケースに関しては特に慎重に対応を行っている。

【 A 委 員 】 ヤングケアラーの実態について今回の資料には入っておらず、県としてどう取り組んでいく予定があるのか？

【 C 委 員 】 ヤングケアラーという言葉がでてきたのは2、3年前ほど前からである。それ以前は教育ネグレクトや不登校で上がってきたケースをネグレクトであったり心理的虐待として管理してきた。ヤングケアラーの定義そのものがまだ曖昧なこと、児童自身がヤングケアラーと言う認識がないこと等課題は多い。

愛知県では全件調査ではないが一昨年、調査を行った。その調査の内容で「自分はヤングケアラーと思うか」という設問の回答にやはりばらつきがみられた。

子ども自身が受けられる権利が侵害している実情をどう支援していかなければならないか、社会全体で考える必要性がある。

【 A 委 員 】 「ネット社会」の中、親が携帯に依存するあまり、子に関わる時間も減っているように感じる。このことから子どもたちのコミュニケーション能力について懸念している。虐待の種類についても多様

化しているのではないか。

【 C 委 員 】 虐待は昔からあったことだが、貧しい時代の虐待と物資が豊かになった虐待とはかなり変わってきている。一言でいうと対人関係の距離の取り方の問題。今は経済的に自立という意味ではなく、一人で生きられる時代になっている。家族と食事をしなくてもお金を持っていれば24時間空いているコンビニがあることや、ネットの普及で人に会わなくても買い物ができるしまう。このことから共同生活をしなくても生活が完結してしまう時代になっている。やはり人との距離感が昔と変わってきていることは否めない。

小学生の早い段階からネットとの付き合い方等、学校で学ぶ機会を持つことが一番効果的ではないだろうか。

【 会 長 】 議題「愛知県下の虐待対応状況」について、中央児童・障害者相談センターより説明を求める。

(中央児童・障害者相談センターより資料(3)の説明を行う)

【 会 長 】 ただいまの中央・児童障害者相談センターの説明に対して、意見・質問があればお願いしたい。

質問がないので進行を事務局に戻す。

【子ども応援課長】 その他意見・質問あればお願いしたい。

以上で要保護児童対策地域協議会代表者会議を終了する。